

中国ビジネス・ローの最新実務Q&A

第91回

中国の倒産法(5)

黒田法律事務所

萱野純子、藤田大樹

中国では、「中華人民共和国企業破産法(試行)」等の従来の倒産関連法規に代わり、2006年8月27日、「中華人民共和国企業破産法」(以下「新破産法」という)が公布され、2007年6月1日から施行されている。本テーマ5回目となる今回は、破産手続を進行する過程で生じた費用及び破産手続開始後に新たに負担した債務の処理について解説し、また債権者が破産手続において権利を行使するための前提となる債権の届出制度についても検討することにする。

1 破産費用及び共益債務

Q1 債務者財産の管理費用や、破産手続開始後の従業員への給与などの債務の弁済については、通常の債務の場合と違いがあるのでしょうか。仮に、このような費用・債務が全て弁済できない場合、破産手続はどのようなのでしょうか。

A1 破産手続中に当該破産案件を処理するために生じた費用のうち、新破産法が規定する費用(破産費用)並びに破産手続開始後債権者全体の共同利益及び破産手続の順調な進行のために債務者が新たに負担することになった債務(共益債務)については、債務者財産から随時弁済されることになっています。また、債務者財産が破産費用及び共益債務の全ての弁済に不足する場合、まず破産費用が弁済され、次に共益債務が弁済されます。さらに、同じ破産費用の中でも全額を弁済することができない場合は、按分して弁済されます(共益債務の場合も同様です)。もっとも、債務者財産が破産費用の弁済に不足する場合、管財人は人民法院に破産手続の終結を申し立てなければならず、人民法院は破産手続の終結を裁定し公告しなければなりません。

(1) 破産費用及び共益債務の内容

破産費用とは、破産手続中において債権者全体の共同利益のために破産手続の順調な進行を保障することを目的として支出する手続き上必要な費用をいい、具体的には、人民法院が破産申立を受理した後に発生した以下の費用をいう(新破産法第

41条。以下引用条文は全て新破産法を指す)。

- ①破産案件の訴訟費用
- ②債務者財産を管理、換価及び配当するための費用
- ③管財人の職務執行費用及び報酬並びに職員を招聘するための費用

共益債務とは、破産手続の開始後、債権者全体の共同利益及び破産手続の順調な進行のために負担する債務をいい、具体的には、人民法院が破産申立を受理した後に発生した以下の債務をいう(第42条)。

- ①管財人または債務者が、契約当事者双方が履行を完了していない契約を履行するよう相手方当事者に請求したことにより生じた債務
- ②債務者の財産が事務管理(他人の利益が損なわれるのを避けるために、法律上または契約上の義務なくして、自ら進んで他人のために管理またはサービスを行う行為)を受けたことにより生じた債務
- ③債務者の不当利得により生じた債務
- ④債務者が営業を継続するために支払わなければならない労働報酬、社会保険費用及びこれにより生じたその他の債務
- ⑤管財人または関係者の職務執行により他人に損害を与えたことにより生じた債務
- ⑥債務者財産が他人に損害を与えたことにより生じた債務

(2)破産費用及び共益債務の弁済

上述した破産費用及び共益債務については、その弁済がなされないまたは遅滞すると破産手続に大きな支障が生じる可能性があるため、順調且つ適切な破産手続の進行を保障するために、債務者財産から随時弁済を受けることができるとされている(第43条第1項)。

また、債務者財産が破産費用及び共益債務を合わせた全ての弁済に不足する場合、破産費用が共益債務よりも優先して弁済を受けることができ、破産費用または共益債務の中で弁済に不足する場合は、按分して弁済するものとされている(第43条第2項及び第3項)。

さらに、債務者財産が破産費用の弁済に不足する場合は、破産手続を進行していくことが困難であるため、管財人は人民法院に破産手続きの終結を申し立てなければならない、人民法院は15日以内に破産手続終結の裁定を行い且つ公告しなければならないとされている(第43条第4項)。

なお、前回解説したように、担保権が設定されている財産も債務者財産に含まれるため、債務者財産から随時弁済を受けることのできる破産費用及び共益債務は物的担保の付いた債権よりも優先して弁済を受けられるものと考えられる。物的担保の付いた債権を有する者も他の債権者と同様、順調且つ適切な破産手続の進行という利益を

享受できることからすれば、妥当な結論と思われる。

2 債権の届出

Q2 日本企業A社は中国企業B社に対して、期限未到来の債権及び利息付の債権を有していたところ、B社が経営不振のため人民法院に破産を申し立て、当該申立が受理されてしまいました。A社が破産手続上の権利を行使して配当を受けるためにはどのような手続を行っておく必要があるでしょうか。

A2 A社は、破産手続上の権利を行使して配当を受けるためには、原則として、人民法院が確定した債権届出期間内に、管財人に対し、書面により債権の額及び物的担保の有無等を説明し、且つ関連証拠を提供して債権の届出を行っておく必要があります。その後、当該届出に基づいて管財人が債権表を作成しますが、当該債権表は第1回債権者集会で審査され、債務者、債権者に異議がない場合、人民法院によって確認されます。この確認を経て初めてA社は配当を受けることのできる債権者として認められることとなります。

なお、期限未到来の債権は破産申立が受理された時点で期限が到来したものとみなされるため、債権の届出を行うことが可能です。また、利息付債権についても、破産申立が受理された時点で利息を計算し、債権額を確定して届出を行なうことが可能です。

(1) 債権の届出手続

人民法院は、破産申立受理後、債権者の債権届出期間(人民法院が破産申立受理の公告を行った日から30日以上3ヶ月以内の期間)を確定しなければならず(第45条)、債権者は当該期間内に管財人に対し、書面により債権の額及び物的担保の有無を説明し、且つ関連証拠を提供したうえで債権の届出を行わなければならない(第48条第1項及び第49条)。

債権届出を行なわなかった債権者は、たとえ実際に債権があっても、破産手続上の権利を行使して配当を受けることができなくなる(第44条及び第56条第2項)。

もっとも、債権届出期間内に届出を行うことができなかった場合、破産財産の最後の配当前であれば届出を補充することが認められているが、その場合、既にそれまでに行われた配当については再度補充して配当されることはなく、また補充届出を審査または確認するための費用については補充届出をした者が負担しなければならない(第56条第1項)。

なお、新破産法は、以下のような特殊な債権について、債権の届出における取り扱い

を規定している。

(i) 期限未到来の債権・・・破産申立が受理された時点で期限が到来したものとみなされ(第46条第1項)、債権の届出を行うことができる。

(ii) 利息付債権・・・破産申立が受理された時点で利息の計算を停止し(第46条第2項)、その時点での具体的な債権額を確定し届出を行なうことになる。

(iii) 条件付、期限付債権及び訴訟・仲裁が未決の債権・・・届出を行なうことができるが(第47条)、これらの債権については、破産財産を配当する際に、その条件または訴訟等が確定していない場合、当該配当額を供託しなければならないとされている(第117条及び第119条)。

(iv) 従業員の労働債権・・・未払の従業員賃金、医療及び身体障害者補助金、救済費用、未払の従業員の個人口座に振り込むべき基本養老保険及び基本医療保険費用、法律等で従業員に支払が義務付けられている補償金については、従業員は届出を行う必要がなく、管財人が調査のうネリストを作成して公示するものとされている(第48条)。従業員にこれらの債権の届出を個別に求めると、従業員の数が多い場合破産手続が煩雑化且つ長期化するおそれがあるため、管財人による一括処理を規定したものである。

(v) 連帯債権・・・連帯債権者は、その内の1名が全員を代表して、または共同で債権の届出を行うことができるが(第50条)、届出の際には連帯債権であることを説明しておかなければならない(第49条)。

(vi) 保証人等の求償債権・・・債務者の保証人または連帯債務者が、既に債務者に代わって債務を弁済している場合はその債務者に対する求償権を、まだ弁済していない場合は将来の求償権を債権として届出を行なうことができる(第51条)。

(vii) 連帯債務者に対する債権・・・債務者を含む連帯債務者の内、複数が破産手続中の場合、当該債権者は各破産事件において別々に債権全体について届出を行なうことができる(第52条)。

(viii) 契約解除に基づく損害賠償請求権・・・管財人または債務者が新破産法の定め(第18条及び第73条参照)に従って契約を解除したことにより生じた損害賠償請求権について、債権として届出を行うことができる(第53条)。

(ix) 善意の受託者の請求権・・・債務者を委託者とする委託契約において、債務者が破産手続にあることを知らずに受託者が委託事務を処理したことにより生じた請求権について、債権として届出を行うことができる(第54条)。

(x) 手形債権・・・債務者が手形の振出人の場合に、当該債務者の破産手続中に当該手形の支払人が支払または支払いの引き受けを継続したことにより生じた請求権について、債権として届出を行うことができる(第55条)。

(2) 債権表の作成

債権者から債権の届出を受けた管財人は、債権届出資料を受領した後、債権の性質毎に(例えば、物的担保付債権、従業員の労働債権、税収債権等)別々に登記のうえ一冊にまとめ、届出がなされた債権に対して審査を行い、且つ債権表を作成しなければならない(第57条第1項)。

このように作成された債権表は第1回債権者集会に提出して審査を受けなければならない。債権表記載の債権について債務者及び債権者に異議がない場合、人民法院によって配当を受ける債権者が確認されることになる(第58条第1項及び第2項)。一方で、債務者、債権者に異議のある場合は、破産申立を受理した人民法院に訴訟を提起することができる(第58条第3項)。

なお、債権表及び債権届出資料については、管財人が保管し、利害関係人の閲覧に供するものとされている(第57条2項)。